

## 八尾介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護サービス等を継続して提供する市内の介護サービス事業所等に対し、エネルギー価格等の物価高騰に伴う負担を軽減し、介護サービス等の提供体制の維持・継続を支援するために八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において介護サービス事業所等とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定を本市から受けた事業所及び老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（昭和38年7月11日厚生省令第28号）に定める届け出を本市に行っている事業所とする。

### (給付対象者)

第3条 給付の対象となる者は、別表に掲げるサービス種別の事業所のうち、次の各号のいずれにも該当する事業所を運営する法人とする。

(1) 令和4年9月1日時点で次のいずれかに該当する事業所等

- ①八尾市から介護サービスを提供する事業所の指定を受けている指定事業所
- ②八尾市内に所在しており、かつ届出のある軽費老人ホーム
- ③八尾市内に所在しており、かつ届出のある有料老人ホーム又はサービス付き高齢者住宅

(2) 申請日以降も、継続して営業を行う事業所

### (給付金額等)

第4条 支援金の額は別表のとおりとする。

2 支援金の給付は1事業所につき1回限りとする。

### (給付申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者は、八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（給付決定）

第6条 市長は、前条の規定による書類の提出のあったときは、その内容を審査の上、給付が適当と認めるときは、八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付決定通知書（様式第2号）により、給付が不適当と認めるときは、八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金不給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（支援金の給付）

第7条 市長は、前条の規定により給付を決定したときは、速やかに当該請求者に支援金を給付する。

（立入検査）

第8条 市長は支援金の執行の適正を期するため、その職員に、給付対象の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備保存）

第9条 支援金の給付を受けた者は、当該支援金に関する書類を整備し、当該支援金の給付が行われた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 支援金の給付を受けた者は、市長から前項の書類の提出の指示があったときは、当該書類を速やかに提出しなければならない。

（給付金の返還）

第10条 市長は、支援金の給付を受けた者が次の各号いずれかに該当するときは、支援金を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により支援金の給付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第 1 1 条 市長は、支援金の使途等について、必要な指示をすることができる。

(その他)

第 1 2 条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 25 日から実施する。

別表

区分	サービス種別（※1）	定員	給付金額
訪問系	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売		30,000 円
通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、	20 名以上	300,000 円
		19 名以下	200,000 円
入所系	短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	50 名以上	500,000 円
		10 名から 49 名	300,000 円
		9 名以下	150,000 円

（※1）別表に掲げるサービス種別ごとに所定の給付金額を給付する。

同一事業所において、別表に掲げる異なるサービス種別の指定を受け、運営している場合は、それぞれのサービス種別に規定する給付金額の給付を受けることができる。ただし、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の併設の短期入所生活介護は除く。

みなし指定の事業所は対象外とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（申請先）八尾市長

所在地

申請者

（法人名）

（代表者名）

㊟

八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書兼請求書

八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金を次のとおり申請します。また、給付決定後、支援金を振り込むよう請求します。

給付申請及び請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

※給付対象事業所は別紙のとおり

様式第 1 号（第 5 条関係）（別紙）内訳書

法人名：	
住 所：（〒      —      ）	
担当者：	連絡先：

管理番号	事業所 番号	事業所名	サービス種別	定員	金額
					合計金額

様式第2号（第6条関係）

八健高第 号

令和 年 月 日

法人名

代表者名 様

八尾市長 印

八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金給付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金について、金 円を給付します。

様式第3号（第6条関係）

八健高第 号

令和 年 月 日

法人名

代表者名 様

八尾市長



八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金不給付決定通知書

令和 年 月 日付け申請の八尾市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金は、審査の結果、不給付が決定しました。

理由